

ふるさと納税のご案内

◎ふるさと納税制度について

自らが生まれ育った地域や、応援したい県や市町村に寄附をした場合に、現在お住まいの自治体の住民税（県民税・市町村民税）などを、寄附金額に応じて一定額控除するものです。皆さんの応援しようとするお気持ちを大切にしたいと考えています。

◎ふるさと納税制度のしくみ

1 控除対象者

個人住民税を納税されている方

2 控除対象となる地方公共団体の範囲

すべての都道府県・市区町村が対象となります。寄附先は、お住まいの地域や出身地などに関係なく、自由に選択できます。

3 控除方式

寄附をした翌年度分の個人住民税から「税額控除方式」で控除を受けることができます。ただし、控除を受けるためには、確定申告又はお住まいの市区町村への申告手続が必要となります。

4 控除対象となる寄附金額

寄附金額から5,000円を差し引いた額

5 個人住民税の控除額の計算

①基本控除額 $(\text{地方公共団体に対する寄附金} - 5,000\text{円}) \times 10\%$

②特例控除額 $(\text{地方公共団体に対する寄附金} - 5,000\text{円}) \times$

$[90\% - (0 \sim 40\% \ast)]$

※寄附をした方に適用される所得税の税率

①と②の合計額を税額から控除します。

②については、個人住民税の所得割額の1割を限度とします。

6 所得税の控除額の計算

$(\text{地方公共団体に対する寄附金} - 5,000\text{円}) \times (0 \sim 40\% \ast)$

※寄附をした方に適用される所得税の税率

◎ふるさと納税の手続

〈お申し込み方法〉

寄附申込書に必要事項を記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メールで下記の連絡先までお知らせください。

〈納入方法〉

1 ゆうちょ銀行または郵便局からの納付

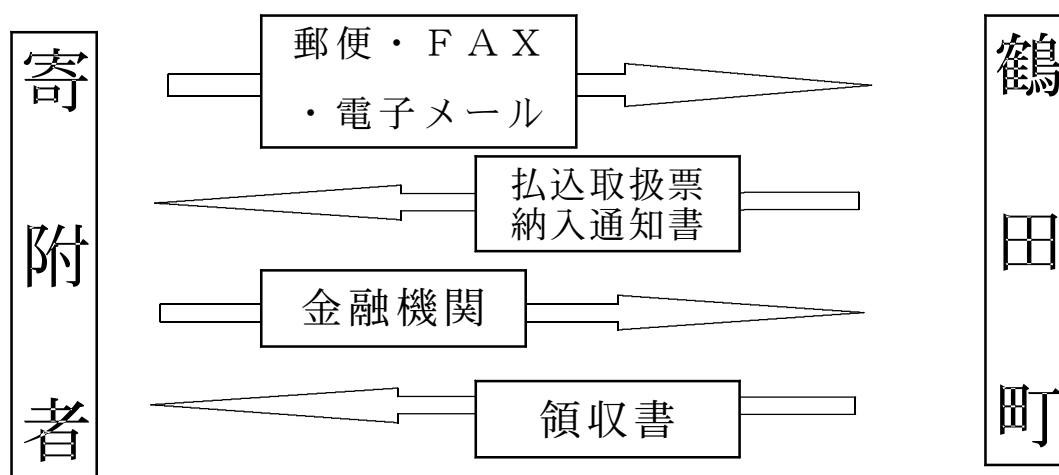
申込書をいただいた後、払込取扱票をお送りしますので、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお振り込みいただきます。

2 青森銀行本支店からの納付

申込書をいただいた後、納入通知書をお送りしますので、青森銀行本支店で納入していただきます。

いずれの場合も、手数料はかかりません。

※領収書は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。



〈連絡先〉

青森県鶴田町役場 総務課 まちづくり班

(住所) 〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

(電話) 0173-22-2111 (内線261) (FAX) 0173-22-6007

(メールアドレス) tsu_info@net.pref.aomori.jp